

【全年次】

10 月 1 日以降の時給(神奈川県)が最低 1,011 円に ～ 給与明細書などをしっかりと確認しましょう ～

(1) 最低賃金改正

神奈川県最低賃金審議会は、神奈川県労働局長から、神奈川県最低賃金の改正について、令和元年 7 月 3 日に諮問を受け、調査審議を重ねてきました。その結果、令和元年 8 月 5 日に神奈川県労働局長に対して最低賃金を改正することが適当であるとの答申を行いました。最低賃金の引き上げ額は 28 円で、引き上げ率は 2.85% となり近年では最も大きな引き上げ率となりました。これにより、1 時間当たりの賃金は 1,011 円となり、神奈川県と東京都は全国で初めて 1,000 円を突破しました。

(2) いつから？

神奈川県の改正額の効力発生日は、令和元年 10 月 1 日の予定となっています。

最低賃金の改正は常用・臨時・アルバイト等全ての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を支払わなければなりません。最低賃金改正時によくある話として、「使用者が変更を忘れていた」というケースがあります。10 月以降の給与明細をしっかりと確認し、最低賃金を下回っている場合には速やかにアルバイト先の責任者に申し出ましょう。

万が一、アルバイト先の責任者が応じなかった場合は大変悪質であると言えます。当然、法律にも違反している行為であり、使用者は「最低賃金法第 40 条」にもとづき、50 万円以下の罰金という刑事罰が科せられる可能性があります。

アルバイト先で困ったことがあった場合には、保護者の方に相談をしましょう。また、必要に応じて学校でも相談先を案内します。

都道府県名	最低賃金	
	10 月 1 日から	9 月まで
神奈川県	¥1,011	¥983
東京都	¥1,013	¥985
埼玉県	¥926	¥898
千葉県	¥923	¥895

一都三県の最低賃金一覧

(3) 最低賃金が大幅に改善されたからフリーターでもよいのか？

本校では家計を支えたり、将来の進学費用を蓄えるためにアルバイトをしている生徒がいます。最低賃金の大幅引き上げが決まったことは大変喜ばしいことです。

しかし、だからといって卒業後の進路で「フリーター」を選択することは決して好ましいこととは言えません。すでに「産業社会と人間」（1年次必履修）や「総合的な学習の時間」（2・3年次必履修）で学習していることとは思いますが、次のことが理由として挙げられます。

① 生涯賃金の差

「昇給がない」「ボーナスがでない」などの理由から生涯賃金に大きな差が生まれます。

② 正社員と同じような福利厚生が受けられない。

よく、「手取り額」だけで報酬を比較する人いますが、企業では現金給与以外の報酬があります。「家賃補助」「社食（昼食）補助」「子育て支援」「資格取得支援」「社員旅行」などが例として挙げられます。しかし、多くの企業が福利厚生を受けられる対象を「正社員」としています。

③ 職歴として認められない。

新卒ではない限り、多くの企業で「職歴」を尋ねられます。残念ながら「アルバイト」は「職歴」とはならず、「正社員」としての経験を必要とされるケースがほとんどです。

「前期末試験」直前！少しでも勉強時間を確保しよう。



いよいよ前期末試験が始まります。当たり前のことですが、しっかりと勉強をしてから「試験」を受ける必要があります。ノートなどの資料の持ち込みが許可されている場合には、それらの準備も含まれます。評定平均値が低いと、「進学」「就職」「奨学金」など様々な場面で影響を受けます。努力して試験に臨みましょう。

「ふりがな」つきは裏面へ